

第2節 世界のルール形成の動き

(1) WTOにおけるルール形成

■ MC12にて、6年半ぶりとなる閣僚宣言を採択

第12回WTO閣僚会議（MC12）が2022年6月、スイスのジュネーブで開催された。2015年12月に開催されたMC10以来6年半ぶりに閣僚宣言が発出されるなど、多国間で取り組むべき方向が一致した。食料不安への緊急対応に関する閣僚宣言、世界食糧計画（WFP）の食料調達を輸出規制の対象から除外する閣僚決定、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）に関する閣僚決定といった緊急事態への対応や、電子商取引に関する作業計画、漁業補助金協定などを採択した。（図表Ⅲ-20）。

食料不安への緊急対応に関する閣僚宣言では、「食料および農産物の貿易の混乱、記録的な価格および過度の変動が、途上国を含む全ての加盟メンバー、特に財政および貿易条件の悪化などにより危機の影響を不均衡に受けている後発開発途上国および食料純輸入途上国の食料安全保障を損なうこと」への懸念を示すとともに「食料安全保障の懸念に対処するために導入された緊急措置が、可能な限り貿易歪曲性を最小化し、一時的で、対象が明確で、透明性があり、WTO規則に従って通報され実施

されることを確保する」ことへの決意等が盛り込まれた。

WFPの食料調達を輸出規制の対象から除外する閣僚決定では、WFPによる非商業的な人道目的の食料調達に対して、「輸出禁止または制限を課してはならない」とするとともに、「WTO協定の関連規定に従った国内（域内）の食料安全保障を確保するための加盟メンバーによる措置の実施を妨げるものと解釈されるべきではない」とした。

TRIPS協定に関する閣僚決定では、新型コロナパンデミックに対処するために必要な範囲で、権利者の同意なく新型コロナワクチンの製造および供給に必要な特許の使用を利用できることを認めた。争点の1つとなっていた適用国については、全ての途上国メンバーは適用されるとしたうえで、「新型コロナワクチンを製造する能力を持つ発展途上国メンバーは、本決定を利用しないことを拘束力のあるかたちで約束することが奨励される」とした。既に国内に強固な生産能力と輸出競争力を有する発展途上国メンバーが、自国競争能力をさらに高める目的などで同権利を乱用することを防ぐ狙いがあるとみられる。

電子商取引に関する作業計画では、電子的送信に関税を課さないという現在の慣行をMC13まで維持することに同意した。MC13が2024年3月31日を越えて開催される場合、大臣または一般理事会が延長の有無を決定する。なお、今回の決定では、範囲、定義、影響を含む定期的

図表Ⅲ-20 第12回WTO閣僚会議（MC12）の主な結果概要

分野・論点	主な合意内容
食料不安への緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> 食料および農産物の貿易の混乱、記録的な価格および過度の変動が、加盟メンバーの食料安全保障を損なうことへの懸念を示した。 食料安全保障の懸念に対処するために導入された緊急措置が、可能な限り貿易歪曲性を最小化し、一時的で、対象が明確で、透明性があり、WTO規則に従って通報され実施されることを確保することを決意した。
世界食糧計画（WFP）による非商業的な人道目的の食料調達	<ul style="list-style-type: none"> 輸出禁止または制限を課してはならない。 本決定が、WTO協定の関連規定に従った国内（域内）の食料安全保障を確保するための加盟メンバーによる措置の実施を妨げるものと解釈されるべきではない。
新型コロナワクチンの生産等に必要な特許の使用	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナパンデミックに対処するために必要な範囲で、権利者の同意なく新型コロナワクチンの製造および供給に必要な特許の使用を利用できることを認めた。 全ての途上国メンバーは適用されるとしたうえで、「新型コロナワクチンを製造する能力を持つ発展途上国メンバーは、本決定を利用しないことを拘束力のあるかたちで約束することが奨励される」とした。
電子的送信に対する関税不賦課	<ul style="list-style-type: none"> 電子的送信に関税を課さないという現在の慣行を2023年中の開催が見込まれるMC13（第13回閣僚会議）まで維持する。ただし、MC13の開催が2024年3月31日を越える場合は、同日までに大臣または一般理事会が延長の有無を決定する。 範囲、定義、影響を含む定期的なレビューを行う。
漁業補助金	<ul style="list-style-type: none"> IUU（違法性・無報告・無規則）漁業に対する補助金を禁止。 乱獲状態にある資源に関連する漁業に対する補助金は禁止するものの、資源管理等の「その他の措置」により資源回復を促している場合や補助金自身が回復を促進する場合には、補助金供与が許される。 包括的合意を達成する追加条項をMC13に提案する目的で、MC12開催前に提示された課題に基づく交渉を継続する。
WTO改革	<ul style="list-style-type: none"> WTOの必要な改革に向けて努力することにコミットする。 WTOの基本原則を再確認する一方で、WTOの全ての機能を向上するための改革を構想する。 一般理事会と補助機関は作業を実施し、進捗状況を評価し、適切な場合には、次回の閣僚会議に提出する決定を検討する（WTO加盟国のグループによる関連事項を議論するための会合や一般理事会ないしその補助機関による検討のための提出を妨げない）。
紛争解決制度	<p>上級委員会に関するものも含め課題および懸念を認め、これらの課題および懸念に対処することの重要性および緊急性を認識し、2024年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として議論を行うことにコミットする。</p>

〔出所〕 WTO文書(WT/MIN(22)/W/17/Rev.1, WT/MIN(22)/W/18, WT/MIN(22)/15/Rev.2, WT/MIN(22)/W/23, WT/MIN(22)/W/22, WT/MIN(22)/W/16/Rev.1) および「WTO漁業補助金協定のポイント」(農林水産省) から作成

図表Ⅲ-21 サービス国内規制参照文書の概要

項目	概要
適用範囲	サービス貿易に影響を及ぼす、免許要件および手続き、資格要件および手続き、ならびに技術上の基準に関する加盟メンバーの措置。(第Ⅱ節第1条)
許認可の申請	可能な限り、申請者が2つ以上の当局に申請することを求めることを避ける。(第Ⅱ節第4条)
申請の時期	可能な限り、1年を通じて申請の提出を認める。(第Ⅱ節第5条)
電子申請	電子的形式による申請を受け入れるように努める。(第Ⅱ節第6条)
申請の処理	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り、処理にかかる時間枠を示すこと。〔第Ⅱ節第7条(a)〕 申請に関する決定を通知する際に可能な限り書面で通知すること。〔第Ⅱ節第7条(d)〕 申請が不完全であっても、申請者にその旨を伝え、申請者から要請があれば追加すべき情報を教示し、当該情報を提供する機会を申請者に与える。〔第Ⅱ節第7条(e)〕 申請が却下される場合、可能な限り、却下の理由および該当する場合には再申請の手続きを申請者に通知し、以前申請が却下されたことだけを以て新たな申請を提出することを妨げない。〔第Ⅱ節第7条(f)〕
手数料	合理的、透明、措置で定められた権限に基づき、かつそれ自体が関連するサービスの提供を規制しない。(第Ⅱ節第9条)
資格審査	<ul style="list-style-type: none"> 審査を合理的な間隔で実施し、また申請者が審査を受けられるように合理的な期間を与えることを確保する。(第Ⅱ節第10条) 電子的形式による申請を受け入れ、審査過程でも電子的手段の利用を検討すること。(同条)
承認	実務資格、免許や登録の相互承認につき、加盟国の専門機関の間で対話を実施することに関心がある場合、加盟国は対話の支援を検討する。(第Ⅱ節第11条)
独立性	許認可が求められるサービスのいかなる提供者からも独立したかたちで当局が決定を行い、施行することを確保する。(第Ⅱ節第12条)
公表・情報の公開	<p>サービス提供者等が要件および許認可の手続きを満たすために必要な情報(※)を迅速に公表または書面で公開する(電子的な公表について、1つのシングル・ポータルに統合することが奨励されている)。(第Ⅱ節第13条)</p> <p>※必要な情報の例： (a) 要件および手続き、(b) 関係当局の照会先情報、(c) 手数料、(d) 技術上の基準、(e) 申請にかかる決定の対する上訴・再審査手続き、(f) 免許・資格条件順守を監視する手続き、(g) 公衆の関与の機会、(h) 申請処理の時間。</p>
発効前のコメントおよび情報提供の機会	<ul style="list-style-type: none"> 法規制の整備に際して、可能な限り、事前の公表やパブリック・コメントを実施。(第Ⅱ節第14条～18条) 可能な限り、法規制のテキスト公表から実際の施行までの間に合理的な期間を置くよう努める。(第Ⅱ節第19条)
照会所	サービス提供者等からの照会に適切に対応するための適切なメカニズムを維持または設置する。(第Ⅱ節第20条)
技術上の基準	当局が技術上の基準を採択する場合、開かれ、かつ透明なプロセスにより作成された基準を採択するよう当局を奨励する。(第Ⅱ節第21条)
措置の作成	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供のための許認可にかかる措置を採択または維持する場合、客観的な、かつ透明性を有する基準に基づく措置であること。〔第Ⅱ節第22条(a)〕 手続きが公平で、要件を求める場合は、手続きは申請者が要件を充足するかどうかを示すために適当であること。〔第Ⅱ節第22条(b)〕 手続きそれ自体が、正当化できないかたちでの要件の充足を阻害するものにならないこと。〔第Ⅱ節第22条(c)〕 これらの措置が男女を差別するものにならないこと。〔第Ⅱ節第22条(d)〕
金融サービスに関する規律(第Ⅲ節)	<ul style="list-style-type: none"> 加盟国は、金融サービスに対して、第Ⅱ節の横断的な規律を適用することまたは第Ⅲ節の規律を適用することのいずれかを選択できる。(第Ⅰ節第7条) 第Ⅲ節の規律のほとんどは第Ⅱ節の規律を同じだが、いくつか削除または修正されている。 <ul style="list-style-type: none"> - 削除項目：許認可の申請(第Ⅱ節第4条)、承認(第Ⅱ節第11条)、技術上の基準(第Ⅱ節第21条)。 - 主な条文修正箇所：手数料(第Ⅱ節第9条、第Ⅲ節第8条)。

〔出所〕 WTO文書(WT/L/1129)、青竹俊英「サービス貿易に影響を及ぼす国内規制に関する新たな国際ルール」『国際商事法務』Vol.50, No.2 (2022) (国際商事法研究所、2022年2月)、中川淳司「WTOの多国間・複数国間ルール交渉：現状と課題」(ITI・JETRO共催セミナー「WTOとFTAを通じた新たな通商ルール形成の可能性」、2022年3月17日)から作成

なレビューを行う旨が盛り込まれた。

漁業補助金協定については、IUU漁業(違法・無報告・無規制漁業)に対する補助金の禁止や濫獲状態の資源に関し、資源回復の取り組みを伴わずに供与される補助金の禁止について加盟国全体で合意した。包括的合意を達成する追加条項をMC13に提案する目的で、MC12開催前に提示された課題に基づく交渉を継続することなどが確認された。

成果文書では、「WTOの必要な改革に向けて努力することにコミットする」とし、「WTOの全ての機能を向上するための改革を構想する。一般理事会と補助機関は作業を実施し、進捗状況を評価し、適切な場合には、次の閣僚会議に提出する決定を検討する(WTO加盟国のグループによる関連事項を議論するための会合や一般理

事会ないしその補助機関による検討のための提出を妨げない」とした。紛争解決制度については、「上級委員会に関するものも含め課題および懸念を認め、これらの課題および懸念に対処することの重要性および緊急性を認識し、2024年までに全ての加盟国が利用できる完全かつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として議論を行うことにコミットする」とした。

■ サービス国内規制の交渉が妥結

MC11で採択された4つ〔サービス国内規制、電子商取引、開発のための投資円滑化(以下、投資円滑化)、中小零細企業〕の共同声明イニシアチブ(JSI)のうち、サービス国内規制については、日本を含む67カ国・地域が2021年12月、交渉の妥結を宣言した。2022年6月には

3カ国が加わり70カ国・地域（以下、国）に拡大した¹¹。合意に達した規律は、サービス貿易にかかる免許・資格要件などに関する法令の公表などの各国の国内規制に関する指針を定めている。合意した規律は参照文書として、参加国の約束表に追加され、最恵国ベースで全てのWTO加盟国に適用される。必要な国内手続きの完了に従い、参加国は2021年12月の宣言の日から12カ月以内に、特定の約束にかかる表の訂正または改善の認証手続きに従い、参加国の特定の約束にかかる表を認証のため提出することが目指されている。

合意された規律には、許認可手続き、資格審査、発効前のコメントおよび情報提供機会、技術基準を導入する際の透明性確保等が含まれた（図表Ⅲ-21）。例えば、申請者の利便性向上のため、加盟国は、許認可を要請する申請について、可能な限り申請者が2つ以上の当局に申請することを避けることなどが求められている（サービス国内規制に関する参照文書第Ⅱ節第4条）。なお、金融サービスだけを対象とする独立した規律が第Ⅲ節に設けられている。加盟国は、第Ⅱ節の横断的な規律を適用すること、または第Ⅲ節の規律を適用することのいずれかを選択できる（第Ⅰ節第7条）。第Ⅲ節の規律のほとんどは第Ⅱ節の規律と同じだが、いくつか削除または修正されている。例えば、許認可の申請（第Ⅱ節第4条）は、「同種の申請を複数の当局（例えば、連邦政府と州政府の双方）に提出する必要があるといった理由」から第Ⅲ節からは削除された¹²。

なお、「可能な限り」という文言を伴っている規定があるように、規制国による当該規定の実施の裁量を認めている。また、途上国には7年間の猶予期間にしており（第Ⅰ節第10条）、緩やかな規律とみる向きもある。しかし、参加国は法的に拘束されるために、仮に違反すれば、WTO紛争解決手続きに持ち込むことが可能になるなど、法的拘束力あるかたちでルールに合意することができた意義は大きい（図表Ⅲ-22）。WTOの意思決定がコンセンサス方式で合意することが容易でないなか、ルールの方途としてプल्ली（複数国間）交渉の意義を示すかたちとなった。

図表Ⅲ-22 義務・権利によるルールの分類

義務	権利	WTO協定内外	概要
全加盟国	全加盟国	内	全加盟国を含む多角的なルール（例：貿易円滑化協定）。
加盟国の一部	全加盟国	内	最恵国待遇原則に基づいて約束を全加盟国に均霑（例：情報技術協定）。
加盟国の一部	加盟国の一部	内	参加した国の間だけで権利・義務が生ずる。WTOの紛争解決手続きが利用できる（例：政府調達協定）。
加盟国の一部	加盟国の一部	外	WTOの紛争解決手続きから外れる。

〔出所〕各種資料から作成

■ WTOでのプल्लीルール形成に向けた動き

サービス国内規制以外のJSIでは、電子商取引分野で、共同議長国閣僚声明が2022年6月に発出され、2022年末までに統合交渉テキストを改訂する、とした。2021年12月に発表された共同議長国閣僚声明では、8つの条文（①オンラインの消費者の保護、②電子署名および電子認証、③要求されていない商業上の電子メッセージ、④政府の公開されたデータ、⑤電子契約、⑥透明性、⑦ペーパーレス貿易、⑧開かれたインターネットアクセス）について、意見の収れんを達成したことが明らかとなった。このほか、①電子的な送信に対する関税、②国境を越えるデータ流通、③データローカライゼーション、④ソースコード、⑤電子的な取引の枠組み、⑥サイバーセキュリティ、⑦電子インボイスといった分野の交渉を2022年初めから強化すること、また、同年末までに大多数の論点を収れんさせていくことなどが確認されていた。

投資円滑化に関する議論は、2021年4月に配布された複数の交渉テキスト（条文）をまとめた単一の交渉テキスト（イースターテキスト）に基づき議論が重ねられている。2021年12月に発出された投資円滑化に関する交渉参加国代表宣言には、2022年末までの条文交渉の妥結を目指して交渉することなどが盛り込まれた。本協定が多数のWTO加盟国により締結されれば、投資手続きの透明性向上や行政手続きの合理化・迅速化などが促進され、二国間投資協定を締結していない国との間においても投資家の利便性が向上することが期待される。

なお、MC11で採択された4分野以外で有志国により話し合いが進められている分野として、貿易と環境持続

11 70カ国・地域（下線太字は2022年6月に参加を表明した国）：アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バレーン、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エルサルバドル、エストニア、EU、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、香港、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、カザフスタン、韓国、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モリシャス、メキシコ、モルドバ、

モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、東ティモール、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、米国、ウルグアイ。

12 青竹俊英「サービス貿易に影響を及ぼす国内規制に関する新たな国際ルール」『国際商事法務』Vol.50, No.2 (2022)（国際商事法研究所、2022年2月）。

可能性に関連したイニシアチブを挙げることができる。これらには、「貿易と環境の持続可能性に関する体系的議論」(TESSD)、「プラスチック汚染及び環境持続可能なプラスチック貿易」(IDP)と「化石燃料補助金改革」(FFSR)がある。

TESSDは2020年11月に立ち上げの提案が行われ、2021年3月から議論を開始。気候変動等の環境問題に貿易の側面からどのように対処できるか議論されている。2021年12月には、規制面も含めた環境物品・サービスの貿易を促進するためのアプローチや、WTOルールに合致した気候変動対策に関する専門的な議論を始めること、MC13に向けたロードマップ等を盛り込んだ閣僚声明が発出された。2022年2月には、①貿易関連の気候対策、②環境財およびサービス、③循環経済、④補助金、に関する2022年の作業計画を採択した。

IDPについても2020年11月に非公式対話が立ち上がって以降、議論が重ねられている。同対話では、WTOでの協力強化が、どのようにプラスチック汚染を減らし、より環境的に持続可能なプラスチック貿易への移行促進に貢献できるかを探求している。2021年12月の閣僚声明では、遅くともMC13までに、行動と理解について、具体的、実用的、かつ効果的な成果を求めていく、とした。2022年5月の会合では、世界税関機構(WCO)との協力案(INF/TE/IDP/W/6)、メンバーのプラスチック汚染に関する貿易関連作策の調査案(INF/TE/IDP/W/7)、貿易援助レビューおよびニーズ評価調査案(INF/TE/IDP/W/8)を公表。同年6月の閣僚声明〔WT/MIN(22)/12〕では、各調査の立ち上げとともにWCOとの関与を深める意向に言及した。

FFSRの枠組みでは、化石燃料補助金の合理化と段階的廃止が追求されている。2021年12月の閣僚声明〔WT/MIN(21)/9/Rev.1〕では、MC13に先立ち、WTOにおいてこの問題を前進させるための具体的な選択肢を練り上げる予定とした。また、2022年6月には、2022~2023年にかけて実施する作業計画を盛り込んだ閣僚声明〔WT/MIN(22)/8〕が発出された。

■上級委機能停止下で模索する動きが続く

WTOの紛争解決制度について、紛争解決小委員会(パネル、第一審に相当)は機能しているが、上級委員会(以下、上級委)は2019年12月11日以降、機能不全のままである。2022年7月4日現在、上級委に付託されている案件は20件を超える(図表Ⅲ-23)。

2019年12月10日までに付託された案件には、EUの大型民間航空機の取引に関連する措置(DS316)が含まれているが、米国・EU双方の大型民間航空機メーカーへ

の補助金に関する貿易紛争の解決に向けた一連の新たな協力枠組みを記した了解(Understanding)が2021年6月に交わされたことが発表された。両者は3月に、同紛争に基づき相互に賦課していた追加関税を4カ月の期限付きで停止することに合意していたが、追加関税の停止を5年間継続するほか、双方の貿易担当相をトップとする作業部会の設置、優遇税制などの手段を用いた特定性のある補助金の交付を行わないこと、両者の大型民間航空機産業に悪影響を及ぼす非市場経済国の慣行に共同で対処していくことなど、同紛争の恒久的解決および中国を念頭に第三国の台頭に対処するための協力枠組みの整備に合意した。このほかにも、タイにおけるフィリピン産のたばこに対する税関における措置(DS371)では、紛争解決機関(DSB)議長によって紛争解決のためのファシリテーターが指名されて協議が続き¹³、2022年6月には二国間協議メカニズムの設立が合意されるなど、紛争解決に向けた動きがみられる¹⁴。

係争中である案件のうち、上級委の機能不全が解消されていない状況で上訴を行う場合に、紛争解決に係る規則及び手続に関する了解(DSU)第25条に基づく仲裁手続を活用することに合意しているケースがある。この仲裁手続きの活用に関して、25カ国・地域は、上級委に代わって仲裁が上訴を審理するための暫定的な仕組みとして、MPIA(多国間暫定上訴仲裁アレンジメント)を用意している。

先のMPIA不参加国・地域は、パネルの判断に不服申し立てを行うだけで、国際法上の義務を回避し、拘束力あるルールから免れることができってしまう¹⁵。かかるなかで、EUは2021年2月、通商協定の適用・執行に関するEU規則の改正規則の適用を開始。改正前の規則では、EUとWTO加盟国の間で貿易政策・措置をめぐる紛争が起きた場合に、欧州委員会が対抗措置を講じるには、当事国間での協議と、WTOのパネル、上級委の全ての段階を経たうえで、対抗措置の承認を受ける必要があったが、規則の改正により、WTOの紛争解決制度が機能していない場合に、上級委の承認なく、欧州委が対抗措置を取ることを認めた。また、ブラジルは2022年1月、EUに追従するかたちで、WTOの紛争解決制度が機能しない場合、同政府がWTO上級委による判定を要することなく対抗措置を発動できるよう国内法を改正したと発表

13 WTO, *Members pledge flexible arrangements in WTO dispute proceedings during COVID pandemic*, 18 December 2020.

14 WTO, *Philippines and Thailand sign understanding aimed at resolving customs valuation dispute*, 7 June 2022.

15 トルコはMPIAに参加しないものの、EUとの間で、MPIAを参照しつつ、DSU25条上訴仲裁の活用合意した(WT/DS583/10)。

図表Ⅲ-23 2019年12月10日までに上訴中、2019年12月11日以降に上訴された案件

上訴年月日	案件番号	案件名	申立国
18/09/21	476	EUおよび加盟国－エネルギー産業に対する措置	ロシア
18/11/20	461	コロンビア－繊維、衣服、履物の輸入に関する措置(履行確認)	パナマ
18/12/14	518	インド－鉄鋼製品の輸入に対する措置	日本
19/01/09	371	タイ－フィリピン産のたばこに対する税関における措置(履行確認)	フィリピン
19/01/25	523	米国－パイプおよびチューブ製品に対する相殺措置	トルコ
19/06/04	534	米国－カナダ産軟材に対する異なった価格手法の適用に関する措置	カナダ
19/08/15	510	米国－再生可能エネルギー産業に関する措置	インド
19/09/09	371	タイ－フィリピン産のたばこに対する税関における措置(履行確認2回目)	フィリピン
19/11/19	541	インド－輸出関連措置	米国
19/12/06	316	EUおよび加盟国－大型民間航空機の取引に関連する措置(履行確認2回目)	米国
2019年12月10日、当時在籍していた上級委員3人のうち2人が任期満了。上訴を審理するために必要な3人を下回った。			
19/12/18	436	米国－インドからの熱間圧延鋼板の輸入に対する相殺関税措置(履行確認)	インド
20/07/28	567	サウジアラビア－知的財産権の保護に関する措置	カタール
20/08/28	494	EU－ロシアからの輸入に関するアンチダンピング措置およびコスト調整方法(二次申立)	ロシア
20/09/28	533	米国－カナダ産軟材に対する相殺措置	カナダ
20/10/26	543	米国－中国からの製品に対する関税措置	中国
20/12/17	484	インドネシア－鶏肉および鶏製品の輸入に対する措置(履行確認)	ブラジル
21/02/22	538	パキスタン－アラブ首長国連邦からのポリプロピレン二軸配向フィルムに対するアンチダンピング措置	アラブ首長国連邦
21/03/19	539	米国－アンチダンピング措置、相殺措置および入手可能な事実	韓国
21/07/28	578	モロッコ－チュニジアからの学校用練習帳に関するアンチダンピング措置	チュニジア
21/09/16	562	米国－水晶シリコン太陽電池製品に対するセーフガード措置	中国
21/12/24	579	インド－砂糖とサトウキビに関する措置	ブラジル
21/12/24	580	インド－砂糖とサトウキビに関する措置	オーストラリア
21/12/24	581	インド－砂糖とサトウキビに関する措置	グアテマラ

(注) ①DSU(紛争解決に係る規則及び手続に関する了解)第21条5項に基づくDSB(紛争解決機関)勧告実施についての上訴も含む。

②複数国上訴の場合、最も早い日付。

③「案件番号」はWTO紛争解決機関のDS番号に対応。

④報告書が配布された案件を除く。

(出所) "For a complete list of the dates of key stages in all disputes, by dispute" (WTO) (2022年7月4日ダウンロード) および「2022年版不公正貿易報告書」(経済産業省)から作成

した。

なお、MPIAは上級委が正常に機能するまでの一時的な措置で、MPIA参加国・地域を含めた多数のWTO加盟国・地域が上級委員の後任選定プロセスの開始を提案してきた¹⁶。米国は2022年6月に開催されたDSB会合でも、WTO紛争解決に関する米国の長年の懸念に触れ、同提案に反対した¹⁷。他方で、米国は、加盟メンバーと継続的かつ深化した関りを持つ準備ができていたとした。日本では、有識者から構成される「WTO上級委員会の

機能停止下の政策対応研究会」が2022年5月、経済産業省に設置され、代替措置の必要性や、代替措置が必要な場合の内容などを検討した。6月に発表された同研究会の中間報告書では、MPIAや仲裁を活用していくことが有効かつ現実的なオプションであるとしたほか、上訴審の審理が進行しないにもかかわらず上訴する「空上訴」への対抗措置を制度として整備することについても具体的な検討を進めるべき、などとした。

(2) デジタル経済のルール形成

■インド太平洋で構築進む、分化型協定がトレンド

WTOの枠外でも、デジタル経済のルール形成は進む。2020年6月に3カ国で署名されたデジタル経済パートナーシップ協定(DEPA)は、2021年1月にシンガポールとニュージーランドで発効し、同年11月にチリも続いた。DEPAには、同年9月に韓国が加盟申請を発表し、11月には中国、翌2022年5月にはカナダも同申請を行っている。DEPAはデジタル分野に特化した分化型協定として、従来のFTAでカバーされる規律に加え、貿易円滑化に資するデジタル身分証明や電子請求書、人工知能

16 2022年6月の提案の賛同メンバーは123カ国・地域に上る(WTO, *Members welcome MC12 commitment to address dispute settlement*, 30 June 2022)。

17 USTR(米国通商代表部)は2018年3月に公表した「2018年通商政策アジェンダおよび2017年年次報告書」において、上級委に対する懸念を示す具体例として、①上訴申し立てから報告発出までの期限(最大90日)の無視、②上級委員任期後の業務継続、③紛争解決に必要なではない勧告的意見の発出、④上級委による加盟国の国内法の見直し審査、⑤上級委報告書を先例として取り扱うべき旨の上級委の主張、の5点を挙げた。またUSTRは2020年2月に公表した「WTO上級委員会に関する報告書」において、先の5点に加え、新たに、⑥審理手続き中に措置が失効した場合に必要な勧告を行わなかったこと、⑦他のWTO機関の権限侵害、⑧協定解釈の排他的権限、についても上級委の権限逸脱の事例として挙げた。

(AI) に関するルールを盛り込んでいる。シンガポールはデジタル経済協定 (DEA) を推進し、これまでオーストラリアや英国、韓国とのDEA交渉を妥結させている。この流れに沿うかたちで、欧州委員会は2021年9月にデジタルパートナーシップ協定を追求する「インド太平洋における協力戦略」を発表。初期段階として、日本や韓国、シンガポールとの交渉開始を目指すとした。2022年5月には、日EUデジタルパートナーシップ立ち上げが合意された。日EU間で「信頼性のある自由なデータ流通」(DFFT) を重視する共通認識の下、AIやデジタルインフラなどの分野での協力を前進すべく、定期的な閣僚級対話などが予定されている。また、日本や米国、オーストラリア、シンガポールを含む14カ国が参加するインド太平洋経済枠組み (IPEF) の立ち上げが同月に宣言され、議論対象として、デジタル経済が含まれる (本節 (3))。

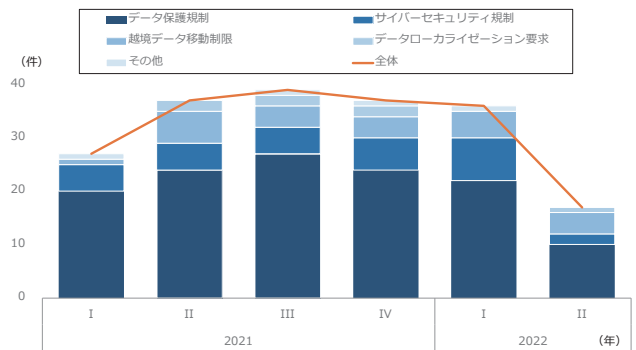
■ デジタル保護主義がアジアでも台頭

SGEPTの「Digital Policy Alert」によれば、データ管理に関わる規制・措置は各国で継続的に発表されている (図表Ⅲ-24)。2021年1月~2022年6月に発表された数は193件に上る。主に、データ (個人情報を含む) 規制 (127件)、サイバーセキュリティ規制 (31件)、越境データの移動制限 (24件)、データ開示要求 (7件) に関するものが多い。

こうした規制・措置を通じて、ビジネス上で実際に越境データの移動を制限したり、データを保管するサーバーの国内設置要求 (データローカライゼーション要求) を行ったりするなど、デジタル保護主義的な規制を講じる国も出ている。OECDは、デジタルサービス貿易上の障壁を国ごとに数量化する「デジタルSTRI (サービス規制指数)」の作成にあたり、各国の保護主義的な規制の有無を調査している (図表Ⅲ-25)。

OECDの調査対象74カ国のうち、越境データの移動制

図表Ⅲ-24 世界のデータ管理規制・措置の発表状況



(注) データベースに収録されている措置のうち、2022年6月30日時点で有効なものに限る。

(出所) “Digital Policy Alert” (Global Trade Alert) データから作成

限を課す国は18カ国、データローカライゼーション要求を行う国は24カ国に上る。特に、アジア太平洋地域においては、上記いずれかの規制を有する国がともに5割以上を占め、他地域よりも高い割合を示す。例えば、中国が2021年にデータセキュリティ法と個人情報保護法を施行した。前者は国家安全保障に関わるデータの移動制限を定め、後者は中国当局が定める基準を満たす個人情報の国内保管を義務付けている (本章第1節 (3))。中国は、WTO有志国の共同声明イニチアチブ (JSI) に基づく電子商取引交渉においても、各国の規制裁量に配慮した成果を主張し、インターネット上の主権やデータセキュリティとのバランスがとれた合意を求めている。ベトナムにおいては、サイバーセキュリティ法が2019年に施行され、データの国内保存義務が規定されている。2021年には個人情報保護法案を発表しており、データの越境移動に際して、本人の合意やオリジナルデータの国内保存に加え、個人情報保護委員会の書面による承諾などを条件に課すことを規定している。インドでも、2019年12月に公表された個人情報保護法案の施行時期が未定ながら、移動先が十分なレベルの個人情報保護を保障していることを条件とする十分性認定などに基づく越境移動や

図表Ⅲ-25 主なデータ保護規制の導入状況 (国・地域別)

地域 (全74カ国)	越境データの移動制限		データローカライゼーション要求	
	規制国 (18カ国)	具体例	地域 (24カ国)	具体例
アジア太平洋 (16カ国)	9カ国 (56%)	・タイ：個人情報保護法 ・中国：データセキュリティ法など	8カ国 (50%)	・インドネシア：電子システム・取引運営に関する政府規制 ・中国：サイバーセキュリティ法など
欧州 (34カ国)	3カ国 (9%)	・カザフスタン：個人情報保護法 ・ロシア：個人情報連邦法	10カ国 (29%)	・ギリシャ：電子通信データ法 ・ロシア：個人情報連邦法
北米・中南米 (14カ国)	3カ国 (21%)	・ボリビア：通信・情報技術法など	2カ国 (14%)	・ブラジル：情報通信に関する政府規制 ・メキシコ：連邦通信法
中東・アフリカ (10カ国)	3カ国 (30%)	・サウジアラビア：クラウドコンピュータ規制枠組	4カ国 (40%)	・サウジアラビア：サイバーセキュリティ制度 ・トルコ：(電子) 決済に関する規則など

(注) ①地域区分はWTOに基づき分類。②越境データの移動制限は、移動主体間で適切な安全措施 (拘束力のある企業規則や標準的なデータ保護条項など) を講じた場合でも、移動が不可能な国を規制国とした。

(出所) OECD「デジタルSTRI (サービス規制指数)」資料 (2022年2月発表)、ジェトロ「ビジネス短信」などから作成

機微情報の国内保存が提案されている。

■協定の実効性確保で規律の価値を高める期待も

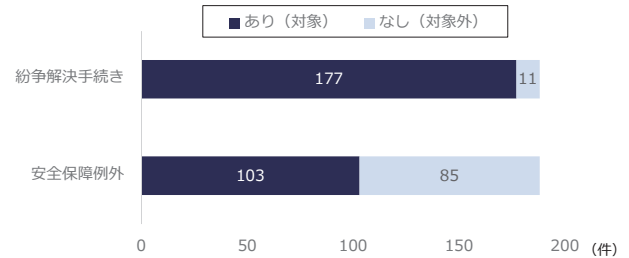
デジタル保護主義に対しては、FTAを含むデジタルルールが歯止めになることが期待される。日本が参加する協定を含めて、最近締結・発効した電子商取引規律では、デジタルプロダクトへの無差別待遇や電子的送信への関税不賦課に加えて、いわゆる TPP 3 条文と呼ばれるデータフリーフローやデータローカライゼーション要求の禁止、ソース・コード開示要求の禁止の全部または一部が盛り込まれるケースが多く、締約国はこれら規律に違反することが禁止されている（図表Ⅲ-26）。

他方、法的拘束力が伴わない場合は、その実効性に疑問が残る。高水準とされる CPTPP においても、例外措置として、「正当な公共政策目的（LPPO）」であれば、越境データの移動を制限することなどが許容されている。同措置は、RCEP や日米デジタル貿易協定、DEPA にも盛り込まれている。さらに、これら協定では、安全保障例外が認められる。安全保障上の利益保護を理由に、締約国は必要な措置を講じることが可能である。RCEP は、安保例外に関して、適用の是非を適用国の裁量で判断できる旨が明記されており、他の締約国が争うことができない設計となっている。デジタル規律を含む貿易協定 188 件のうち、安全保障例外を有する協定は 103 件と半数を超える（図表Ⅲ-27）。

また、デジタル規律を紛争解決手続き（DS）の適用対象とする協定は 177 件と大半を占める。DS 適用が不可能である場合、ある締約国が違反しても、他の締約国が提

訴を行い、是正措置や罰則を求めることができない。CPTPP と DEPA は、DS 適用を認めている。なお、CPTPP はベトナムとマレーシアへの適用について、発効後 2 年間の猶予期間を与えている。DEPA は、データフリーフローや暗号開示要求の禁止などは DS 適用外としている。RCEP は電子商取引章全体を適用外としている。

図表Ⅲ-27 貿易協定の電子商取引規律における例外規定の有無



〔注〕 2000 年以降に合意されたデジタル規律などを含む貿易協定 188 件（2021 年 6 月時点）が対象。

〔出所〕 University of Lucerne. “The TAPED (Trade Agreements Provisions on Electronic-commerce and Data)” から作成

図表Ⅲ-26 主要協定における電子商取引規律の有無

主要な規律	CPTPP	RCEP	日米デジタル貿易協定	日 EU・EPA	DEPA
デジタルプロダクトへの無差別待遇	あり	レビュー条項	あり	なし	あり
電子的送信への関税不賦課	あり	締約国が自国の慣行を維持	あり	あり	あり
越境データ移動を妨げる措置の禁止（データフリーフロー）①	あり	あり	あり	レビュー条項	あり
データローカライゼーション要求の禁止 ②	あり	あり	あり	レビュー条項	あり
例外措置 ①および②	・「正当な公共政策目的（LPPO）」例外 ・安全保障例外あり	・ LPPO 例外。その実施の必要性は締約国が決定 ・ 安保例外あり。他の締約国が争ってはならない	・ LPPO 例外。必要性は締約国が決定（①のみ） ・ ②金融サービス分野は規制当局のアクセスが条件 ・ 安保例外あり	・ 個人情報保護に必要な措置を許容 ・ 安保例外あり	・ LPPO 例外（達成に必要な程度のみ許容） ・ 安保例外あり
ソース・コード開示要求の禁止	あり	レビュー条項	あり	あり	なし
暗号開示要求の禁止	なし	なし	あり	なし	あり
紛争解決手続	対象	対象外	規定なし	対象	対象
その他	ベトナムは（無差別待遇、①、②）、マレーシア（無差別待遇、①）は発効から 2 年間、紛争解決手続き不適用	CLMV は協定効力を生ずる後 5 年間（必要に応じ 8 年間まで）、ベトナムは同 5 年間、適用義務を負わない。（①②）	—	—	無差別待遇や①、②、暗号開示要求の禁止については、紛争解決手続き不適用

〔出所〕 各協定本文から作成

2021年10月8日、OECDはデジタル時代の経済活動に対応する新たな国際課税（以下、デジタル経済対応課税）のルールを公表した。OECDおよびG20が主導し、2012年より、各国税務当局による議論が積み重ねられてきたが、それがようやく実を結んだかたちだ。長年の議論に参加してきた140カ国・地域のうち、136カ国・地域が新たなルールに合意し、同日付の共同声明に名を連ねた。

デジタル経済対応課税は、これまで一部の欧米多国籍企業などが行っていた過度な租税回避行為を防止するために、国際課税ルールを見直し、各国の税務当局が協調して対処することを目的とするもので、ルールは2つの柱で構成される。それぞれの柱について、ルール導入の背景とルールの具体的内容、想定されるビジネス活動への影響を以下に整理する。

【第1の柱：多国籍企業の利益を公平に市場国に配分するためのルール】

◆現行制度の課題とは？

現行の国際課税のルール上、企業が、ある国でビジネスを行う際、工場や店舗などの拠点（恒久的施設：PE）がなければ課税ができない原則がある。しかし、デジタル化の進展に伴い、当該国に物理的な拠点がなくてもビジネスが可能となった。つまり、利益の源泉がある市場国において、ビジネスに対する相応の課税ができないという問題が発生している。

◆新たなルールの概要は？

上記の課題を解決するため、多国籍企業に対する課税権の一部を、課税権のある本拠地（物理的拠点あり）から、物理的拠点の有無を問わず、顧客向けの販売やサービス提供などの活動を通じて利益を得ている市場国へ、各市場国での収益相当分に応じて再配分する。

◆適用の対象は？

世界全体での売り上げが200億ユーロを超え、かつ、利益率が10%を超える多国籍企業が対象。10%を超える部分の収益に対して25%の税率を乗じた額が、市場国向けに、それぞれの収益の規模に応じて再配分される。OECDによれば、同ルールの導入で毎年1,250億米ドルを超える収益への課税分が市場国へ再配分される見通しである。また新興・途上国の税収の増加分は、先進国よりも大きくなるが見込まれている。

なお、対象企業の売り上げ規模が200億ユーロ超と大きいいため、第1の柱の直接的な適用対象となる日本企業は極めて限定的となる見込みである。

【第2の柱：軽税率国への所得移転を防止するルール】

◆現行制度の課題とは？

経済活動のグローバル化により、各国の税率差などを利用した軽税率国への所得の移転などが行われるようになった。デジタル化の進展は、利益の源泉である重要データの国外移転などを通じ、グローバル企業による軽税率国への所得移転を容易にしている実態がある。また、一部の国・地域において、資本誘致もしくは資本流出防止を目的とする法人税の引き下げ競争が進んだという実態もある。これに伴い、ビジネスの実態のある国で適正な税収を確保できない問題や、企業の公平な競争が妨げられる問題が生じている。

◆新たなルールの概要は？

多国籍企業がいずれの国で事業を行った場合でも、国際的に合意された共通の最低税率（グローバル・ミニマム課税：Global Minimum Tax）で課税し、最低限の税負担を負う仕組みの構築を目指すもの。

具体的な方法としては、①所定のルールに基づいて算出される法人税の実効税率¹が15%を下回る軽税率国の子会社の所得を、親会社の所在国において15%まで上乘せして課税する方法（所得合算ルール）、もしくは、親会社が15%未満の軽税率国に所在する場合は、②軽税率国にある親会社等の税負担が15%に至るまで子会社等の国で課税する方法、さらに、③グループ企業内での軽税率国向けの支払いにおいて、源泉地国に一定の課税権を認める方法、などが適用される。

◆適用の対象は？

業種にかかわらず、2つ以上の国に所在する事業体で構成される企業グループで、対象年度の直前の4事業年度のうち2事業年度において連結売上高が7億5,000万ユーロを超える多国籍企業グループが適用対象となる。なお、各国政府は、自国に本社を置く企業グループに対し、売上高が上記未満でも同税を適用することが可能。

【導入に向けたスケジュール】

今後、デジタル経済対応課税の第1の柱については、国際間の資金の移動に係るルールであることから、多国間の租税条約の形で署名・発効させる必要がある。一方、第2の柱については、ルールに合意したそれぞれの国・地域内での税制改正などの手続きを経て発効となる。日本においても、同税導入のための制度変更にあた

1 ここでの実効税率（ETR: Effective Tax Rate）は、OECDが2021年12月に公表したGloBE（Global Anti-Base Erosion）モデルルールに基づき算出される。具体的には、各国・地域の構成事業体の調整済み支払い税額の合算額を、

各国・地域の調整済み純所得の合算額で除して計算される。算出された各国・地域単位の実効税率（ETR）が、グローバル・ミニマム課税の税率（15%）と比較される。

り、企業の過度な負担とならないよう、現行制度などとの関係で必要な検討を行うことが記載されている。

導入に向けた具体的なスケジュールに関し、OECDは2021年10月以降、第1、第2のいずれの柱についても2023年中の制度実施を目標としてきたが、2022年6月現在、導入スケジュールが2024年にずれ込む可能性が高まっている。

なお、OECDのコールマン事務総長は2022年5月24日、スイスで開かれた世界経済フォーラムの年次総会において、デジタル経済対応課税に関して、導入に向けた各国間の調整で難しい議論が続いている、とし「導入は2024年以降にずれ込む可能性が高い」との見通しを初めて明らかにしている。

【想定されるビジネス活動への影響】

デジタル経済対応課税の第1の柱である市場国への適切な税配分ルールが合意国に導入される場合、導入国が個別に導入しているデジタルサービス税を廃止し、新たなルールに基づく共通の税制に一本化することが求められる。現状で、複数国に展開する企業は各国での一貫性のない課税アプローチに個別に対処する必要があるが、デジタル経済対応課税の導入がこれらの事務手続き負担軽減につながる事が期待される。

また、第1の柱に関しては、直接的な課税対象の範囲は限定的である一方、課税対象となる多国籍企業との取引を行う場合などには、最終的な消費地や顧客情報についての照会などが入る可能性もあり、それらへの備えが必要となる可能性がある。

第2の柱であるグローバル・ミニマム課税については、同税の適用対象となる企業グループが既に拠点を持つ国・地域、もしくは進出を検討する国・地域の実効税率が、所定ルールに基づく算出方法により15%を下回る事が見込まれる場合、今後、国内法の改正などにより、引き上げられる可能性が高いことを考慮する必要がある。なお、進出先国・地域の優遇税制などを通じて

2 報告書の中では、前出のOECDルールに基づく実効税率(ETR)と区別し、FDIレベル実効税率(FDI-level ETR)として定義している。各投資受入国・地域での累計投資に

支払い法人税の減免措置を受けている場合などは、今後のグローバル・ミニマム課税に関する詳細ルールの設計により、恩典の範囲が限定的になる可能性もあり、その動向に留意が必要となる。

【投資受け入れ国で期待される税収拡大効果】

UNCTADは2022年6月9日に発表した「世界投資報告書」2022年版のなかで、グローバル・ミニマム課税が世界全体の多国籍企業の実効税率や投資受け入れ国の税収に及ぼす影響について分析を行っている。

同分析によれば、多国籍企業が海外直接投資を通じて獲得した所得の合算額に対して実際に支払っている法人税の実効税率²は、全世界で平均約15%であり、ビジネスの実態を有する投資先国の実効税率の平均を大幅に下回る。これはグループ全体で、獲得利益を、オフショア金融センターなどの低税率適用国・地域にシフトさせることによって実現しているという。

グローバル・ミニマム課税の導入に伴う変化として、UNCTADは、①多国籍企業の低税率国への利益移転のメリットが縮小する結果、ビジネスの実態がある投資受け入れ国での税支払いが増加する、②投資受け入れ国の税率が最低税率より低い場合でも、親会社側で上乘せ課税を受ける、という2つの効果が生じると指摘する。またその結果として、多国籍企業が海外直接投資を通じて得られる利益に対して課せられる法人税は、全世界で、少なくとも2%引き上げられると試算する。また、これは直接投資の受入国にとって、平均約15%分の税収増加に相当する、と分析している。

報告書では、さらに、各国の投資促進機関(IPA)や特別経済区(SEZ)などの投資関連優遇政策の立案者に対して、グローバル・ミニマム課税の導入によって受ける影響の大きさを分析し、既存のインセンティブの見直しなどの取り組みを早急に開始すべきと提言している。

よって得られた全ての所得(海外に利益移転されたものも含めて)によって、支払い法人税の合算額を除いた比率である。利益の海外移転がない場合は前出のETRと同率となる。

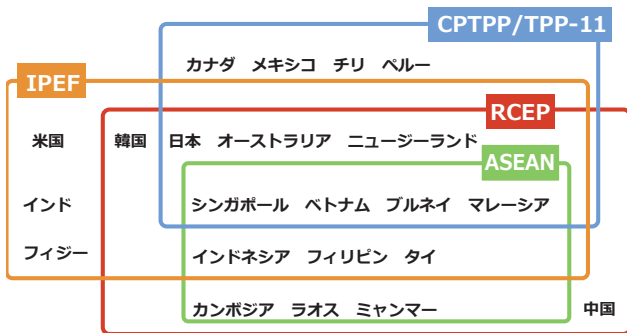
(3) インド太平洋経済枠組み (IPEF)

■米国は2023年内に一定の成果を目指す方向か

IPEFは、2021年10月末の東アジアサミットで、バイデン米国大統領が初めて提唱した構想である。同大統領は翌2022年2月に「インド太平洋戦略」を発表。同地域の繁栄を促す策として、IPEFを21世紀における重要な多国間パートナーシップと打ち出した。構想として、同月開催のイベントに登壇したUSTRのサラ・ビアンキ次席代表は「市場アクセスは盛り込まない予定。(議会承認を要さない)行政協定になる」「ルール・テキストに基づく交渉により拘束力を持たせることが目標」と語った。米国では、関税率の引き下げを含む国内法規制の変更には、議会承認が原則必要となる。こうした変更を伴う貿易協定の批准は、大統領貿易促進権限 (TPA) を通じて行うことが通例だが、TPAは2021年7月に失効している (本章第1節 (3))。

構想発表から約7カ月後の2022年5月23日、IPEFはバイデン大統領の訪日時、東京での首脳級会合で立ち上げが宣言された。立ち上げ時には、QUADを構成する米国と日本、オーストラリア、インドに加え、韓国とニュージーランド、ASEAN7カ国が参加を表明した (図表Ⅲ-28)。同月26日にフィジーの参加が発表され、14カ国が枠組みに加わっている (2022年6月現在)。立ち上げ発表後、米国の有識者からは期待以上に参加が多かったことを評価するコメントがみられた。

図表Ⅲ-28 IPEF参加表明国とその他既存枠組み



〔出所〕 政府公表各種資料から作成

立ち上げ時に採択された共同声明では、将来の交渉に向けた議論対象として、「貿易」「サプライチェーン」「クリーンエネルギー・脱炭素化・インフラ」「税・腐敗防止」という4本の柱が示された (図表Ⅲ-29)。これらは、米国が立ち上げ宣言前から公表していたIPEF構想と合致する。この目標達成のため、参加国は議論を行うことが合意されている。

図表Ⅲ-29 IPEFで議論が想定される内容

柱	主な内容 (共同声明)	米国側検討事項
貿易	<ul style="list-style-type: none"> ・高水準で包摂的、自由公正な貿易に係るコミットメントの構築を追求。 ・貿易・技術政策において新しく創造的なアプローチを発展するよう努める。 ・デジタル経済における協力。 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル経済：データフリーフローやデータローカライゼーションに関する基準、オンライン上のプライバシーおよび人工知能 (AI) の差別的・非倫理的使用への対処。 ・労働・環境および企業の説明責任。
サプライチェーン	<ul style="list-style-type: none"> ・危機対応策の調整、事業継続のために備え、影響軽減のための協力を拡大。 ・ロジスティックスの効率と支援を改善。 ・主要原材料・加工材料、半導体、重要鉱物、クリーンエネルギー技術のアクセス確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・米世帯の負担上昇を招く物価上昇の予防に向けたサプライチェーン上の約束。 ・具体策として、早期警戒システムや重要鉱物資源のサプライチェーン可視化、重要分野のトレーサビリティ向上、多元化取り組みの調整。
クリーンエネルギー・脱炭素化・インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ・パリ協定の目標等に沿って、経済の脱炭素化や、気候変動への強靱性構築のために、クリーンエネルギー技術の開発展開を加速することを計画。 ・技術協力の深化、譲与的融資を含む資金動員、インフラの開発支援と技術協力の提供等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーや炭素除去、エネルギー効率基準、メタン排出に向けた新しい措置。
税・腐敗防止	<ul style="list-style-type: none"> ・多国間の義務・基準等に沿った税制、マネーロンダリング防止、贈収賄防止制度を制定施行。 ・知見共有や能力構築支援等を模索。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税関連情報の共有や国連基準に即した贈収賄の刑罰化、実質的支配者 (真の受益者、BO) に関する勧告の履行。

〔出所〕 日米政府公表資料から作成

共同声明の文言に比べて、米政府が発表するファクトシートでは、より具体的な米国の検討事項が記載された。貿易では、データフリーフローやAI技術への対応、労働・環境基準、企業の説明責任に関する規律の導入を目指すとしている。デジタルルールについては、参加国間でその重要性を概ね認める一方、米国とアジアの政策の方向性が異なるとの指摘も出ている。サプライチェーンでは、米EU貿易技術評議会 (TTC) でも合意された早期警戒システムや重要分野のトレーサビリティ向上が目標とされた。脱炭素の取り組みとしては、メタン排出対策を新設するとした。インフラや脱炭素は、他参加国から米国などによる財政・技術支援が不可欠との要望が強い。米国の検討事項が実際の規律化につながるか否かは、今後の協議次第となる。

IPEFの法的な位置づけも不透明である。米国側の意向として、IPEFを立ち上げた5月23日の取材で、ジーナ・レモンド商務長官は、「署名を含む (拘束力を伴う) 協定となる。他の協定と同様、取り締まり可能な高い水準の約束」とする計画を明かした。ジェイク・サリバン大統領補佐官は、特定事項で検討が進んだ場合に、IPEF全体の完成を待たずに、同事項を展開する意向を示している。

USTRのタイ代表は、IPEFが議会承認の対象かを問われた際、「交渉・協議の行方を見守りたい」と明言を避けている。

米国の有識者の間では、バイデン米政権が関税を含む市場アクセスを提供できないため、他参加国のメリットが乏しいのではないかと指摘がある。米シンクタンクは、参加メリットとして、議論する柱ごとの協力や、貿易円滑化の支援、追加関税に関する優遇などを提案している（図表Ⅲ-30）。協力については、米国際開発金融公社（DFC）をはじめとするインフラ財政・技術支援を行うとともに、デジタル経済や労働・環境の分野でも支援策を講じるべきとの意見がある。貿易円滑化は、ASEAN経済共同体（AEC）ブループリント2025においても、各国でのナショナル・シングル・ウィンドウ（NSW）の完全な実施やASEANシングル・ウィンドウ（ASW）の対象拡大、認定輸出者（AEO）および自己証明手続きの実行、非関税障壁措置（NTM）対応による順守コストの最小化といった目標が掲げられている。その他、鉄鋼・アルミ製品に対する米国の追加関税をIPEFで扱うかは特段公式の発表はない。一方、バイデン政権は同盟国としてEUや英国、日本とは協議を経て緩和措置を講じている（本章第1節（3））。ロシアによる侵攻を受けたウクライナに対しても、支援の観点から、同国への追加関税を1年間停止している。

IPEFの制度設計については、高い水準が期待されるデジタル経済を他分野から切り離して単独で交渉すべきとの意見がある。実際、デジタルルール導入を推進する日本やオーストラリア、シンガポールなどと比べれば、他のASEAN諸国などはデジタル保護主義的な措置を国内で実施する等の温度差がある（本節（2））。また、「貿易」の柱のメリットが乏しいとの見方がある中で、同柱で一定水準の参加を約束した国に対して、財政支援などが期待されるインフラやサプライチェーンの分野への参加または優遇を認めるべきとの助言がある。

今後の見通しとして、IPEFは枠組みの設立と議論の開始が宣言された段階であり、議論の方向性や枠組みなどは参加国間の協議次第となる。まずは、どの柱にどの国がコミットするのかの協議が開始される。バイデン政権は議論開始から12～18カ月以内の交渉妥結を目指しているという¹⁸。米国は2023年に、アジア太平洋協力（APEC）の議長国を務める予定であり、国際的な枠組み構築において一定の成果を上げるべく、IPEFの進展に取り組む。

図表Ⅲ-30 IPEFに関わる米シンクタンクの提言

協力	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル経済への移行支援：ベストプラクティス共有や規制改革の支援、サイバーセキュリティ協力、中小企業の参加促進など。 ・労働：USMCAでは、労働ルールの履行支援として2億ドル超の協力基金を用意。 ・クリーンエネルギー移行支援：米EUでは、鉄アルミの炭素排出管理協力を合意。 ・インフラ協力：米国際開発金融公社（DFC）や米国際開発庁（USAID）、米貿易開発庁（USTDA）による財政・技術支援。日豪など先進パートナー国と協調して行う。 ・非関税障壁措置（NTM）データベース構築運用支援。
その他参加メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・貿易円滑化：米税関における「信賴国」制度、認定輸出者（AEO）の相互承認取り決め（MRA）、ナショナル・シングル・ウィンドウ（NSW）実行支援、自己証明手続き支援。電子請求書（e-invoice）や原産地証明の電子化の導入支援。 ・米追加関税：参加国を追加関税（鉄鋼25%、アルミ10%）から除外。また、将来的な懸念を軽減（米国が追加関税を発動する場合、対象外とする輸入数量枠の設定や事前協議、報復措置を約束）。 ・一般特惠制度（GSP）の復活・拡大。
制度設計等	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル経済の単独交渉（「貿易」柱からの分離）：他分野との一括交渉により、交渉が停滞したり、一部の参加国が同分野に限った妥協点を見いだせなくなりリスクの回避。 ・「柱」の統合：財政・技術支援が期待されるインフラやサプライチェーンに参加する場合、デジタル経済や労働・環境など「貿易」柱への参加を求める。また、「貿易」で一定の水準を満たす国には、サプライチェーン上の優遇措置を与える。 ・紛争解決手続き（DS）の導入：協定の信頼性を高める目的。

〔出所〕 戦略国際問題研究所（CSIS）、アトランティック・カウンセル、アメリカン・リーダーシップ・イニシアチブ資料から作成

18 Inside US Trade “IPEF talks not expected to be traditional trade negotiations, leaving structure unknown” (June 1, 2022)